

各都道府県知事 殿

消防庁次長

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和59年政令第180号）が昭和59年6月8日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和59年自治省令第17号）が昭和59年7月10日にそれぞれ公布され、ともに昭和59年8月1日から施行されることとなった。

今回の改正は、特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査と完成検査前検査の規定を調整すること、屋外タンク貯蔵所の設備に係る技術基準を強化すること、屋外タンク貯蔵所等について水張試験の特例を新設すること、危険物取扱者試験等の手数料の額を引き上げること等をその内容とするものである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査と完成検査前検査との規定の調整に関する事項

特定屋外タンク貯蔵所において、消防法（以下「法」という。）第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査（以下「保安検査」という。）を受けるに際して、タンク底部に係る変更の工事（側板に係る工事を含むものを除く。）が行われた場合に、当該保安検査により、溶接部に関する事項が危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められたときは、当該変更の工事について溶接部に関する事項に係る規定の適用はないものとされたこと（令第8条の2第4項第2号）。したがって、当該変更の工事に係る特定屋外タンク貯蔵所については、溶接部検査は要しないこととされたこと。

これに伴い、完成検査前検査の申請時期について特例が定められたこと（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第6条の5）。

なお、本改正については、次の事項に留意されたいこと。

- 1 保安検査を受けることにより、溶接部検査を要しないこととされるものは、次の要件をすべて満たしている場合に限られること。

- (1) 変更の工事に係る溶接部検査の対象がタンク底部に係るものに限られること。

- (2) 溶接部検査を受け得る状態に至った時期に保安検査が実施されること。
- (3) 保安検査により、タンク底部に係る部分が令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められること。

なお、保安検査の結果、タンク底部に係る部分が第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していない場合には、当該部分を同基準に適合させるための所要の措置を講じた後に、新たに溶接部検査を受けることが必要となること。

また、変更の工事に係る部分以外の部分で同基準に適合していないとされた場合には、当該部分の変更工事に関して改めて変更の許可を要するものであること。

- 2 保安検査を受けたことにより、溶接部検査を要しないこととされた場合には、完成検査申請の際に、当該保安検査に係る保安検査済証の写しを添付させること。
- 3 規則第6条の5ただし書の規定は、両検査の調整の規定の適用を受けようとする場合その他同条本文に定める時期に完成検査前検査を申請することが適当でない事情が生じた場合等のために設けられたものであること。
- 4 両検査の調整を要する工事が行われるか否かの確認を行うため、保安検査の申請書の様式を改めて変更工事予定の有無の欄を設けたので（規則別記様式第18）、これにより、両検査の調整を要する工事が行われる場合は、検査に係る手続きに間違いの生じないように指導すること。
- 5 両検査の規定の調整が図られたことに伴い、昭和52年9月30日付け消防危第145号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達「既設の特定屋外タンク貯蔵所に係る臨時保安検査の実施について」は、廃止すること。

第2 屋外タンク貯蔵所の設備に係る技術基準の強化に関する事項

浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの地震時における一層の安全の確保を図るため、側板又は浮き屋根に設ける設備の設置の方法について新たに技術上の基準が定められたこと（令第11条第1項第11号の3、規則第21条の5）。

- 1 本改正は、昭和58年9月29日付け消防危第89号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達「危険物施設における地震対策の推進について」の第1.3.（1）に示した事項が規定されたものであること。
- 2 本改正により、この基準に適合しないこととなる既設の屋外タンク貯蔵所については、なお従前の例によるものとされたが（令附則第2項）、これらの屋外タンク貯蔵所に対しては、上記通達にのつとり引き続き指導を行われたいこと。

第3 水張試験の特例の新設等に関する事項

1 水張試験の特例の新設について

屋外タンク貯蔵所について自治省令に定める変更の工事が行われた場合には、自治省令で水張試験又は水圧試験に関する基準の特例を定めることができることとされ（令第11条第2項）、タンク本体に関する工事を含む変更の工事のうち、当該タンク本体に関する工事が所定のものに限り行われる場合は、水張試験に関する基準の規定は適用しないこととされたこと（規則第22条の2）。

これに伴い、屋外貯蔵タンクの例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクで屋外又は屋内にあるもの、並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とされたこと（令第9条第20号及び第12条第1項第5号）。

本改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 特定屋外貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）についてタンク本体に関する工事を含ま変更の工事が行われた場合には、溶接部試験のほか水張試験を要することとされていたが、本改正により、規則第22条の2第1項に定めるタンク本体に関する工事を含ま変更の工事については、溶接部試験のみで足りることとされた。
- (2) 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）について規則第22条の2第1項に定めるタンク本体に関する工事を含ま変更の工事が行われた場合は、当該屋外タンク貯蔵所の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことの必要な確認を行われたいこと。

2 溶接部の試験の基準の整備について

水張試験の特例の新設に関連して、特定屋外貯蔵タンクについて、重ね補修に係る溶接部試験として磁粉探傷試験が、またノズル、マンホール等に係る溶接部試験として漏れ試験がそれぞれ適用されることとされたこと（規則第20条の8及び第20条の9）。

なお、本改正による特定屋外貯蔵タンクのノズル、マンホール等に係る溶接部についての漏れ試験は、屋根に係る漏れ試験と同様に完成検査前検査から除かれる試験であるので、完成検査時においてはその試験結果に関する資料の提出を求められたいこと。

- 3 水張試験の特例が新設されたこと等に伴い、昭和52年9月2日付け消防危第135号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達「特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の変更について」は、廃止すること。

なお、改正後の屋外貯蔵タンクの変更の工事に係る完成検査前検査等については別図を参照のこと。

第4 手数料に関する事項

特定屋外タンク貯蔵所の許可等に係る手数料の額が約1.5倍に、危険物取扱者試験関係手数料の額が約1.7倍に、それぞれ引き上げられたこと（令第40条）。

なお、昭和59年8月1日前に実施の公示がされた危険物取扱者試験及び講習に係る手数料については、従前の例によるものとされたこと（令附則第3項）。

第5 その他所要の規定の整備が行われたこと。

(別図)

○屋外貯蔵タンクの変更の工事に係る完成検査前検査等

